

災害医療体制のあり方について(最終報告案)

1 これまでの検討経過

東日本大震災での教訓を踏まえ、都内での大規模災害発生時において、円滑に医療機能の確保を行えるよう、災害医療体制の一層の充実を図るために**災害医療協議会**を設置

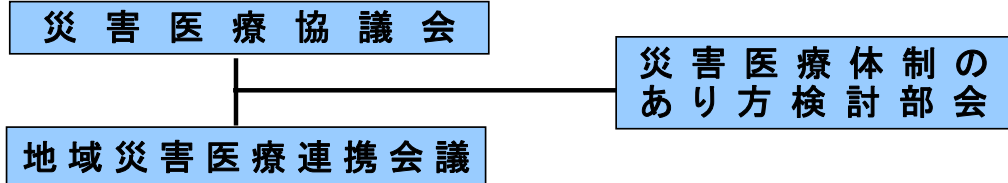
平成23年度

平成23年度第1回災害医療協議会（平成23年12月26日開催）

【審議結果】

- ① 災害時に都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「**災害医療コーディネーター**」を都庁と各二次保健医療圏に早急に設置
- ② 関係機関の実務担当者により専門的、具体的な検討を行うため、「**災害医療体制のあり方検討部会**」を設置
- ③ 地域の実情に応じた具体的な方策を検討するため、二次保健医療圏を単位に、「**地域災害医療連携会議**」を設置

<系統図>



第1回災害医療体制のあり方検討部会（平成24年1月27日開催）

第2回災害医療体制のあり方検討部会（平成24年3月29日開催）⇒中間報告

平成24年度

平成24年度第1回災害医療協議会（平成24年5月14日開催）

第3回災害医療体制のあり方検討部会（平成24年6月29日開催）⇒最終報告

平成24年度第2回災害医療協議会（平成24年7月23日開催）

2 これまでの取組み

1 東京都災害医療コーディネーター

- 平成24年1月27日に、3名のコーディネーターを任用。
- 都内全域を調整。平時から、災害医療体制に対する医学的助言。

2 東京都地域災害医療コーディネーター

- 平成24年5月14日に、地域災害拠点中核病院等から12名のコーディネーターを任用。
- 災害時に二次保健医療圏域内を調整。

3 地域災害医療連携会議

- 各二次保健医療圏において、地域災害医療コーディネーターを中心に、地域の実情に応じた災害医療連携体制を検討
- 区西部保健医療圏（平成24年5月24日開催）を皮切りに、順次開催。

3 最終報告案(概要)

1 フェーズ区分の明確化

- 従来の2区分から6区分にフェーズを細分化

1 初動期(～48時間)		2 初動期以降(48時間～)			
0 発災直後 (発災～6時間)	1 超急性期 (～72時間)	2 急性期 (～1週間)	3 亜急性期 (～1か月)	4 慢性期 (～3か月)	5 中長期 (3か月以降)

2 行政区域に応じた体制の整備

- 新たに二次保健医療圏を単位とした災害医療体制の構築
 - ・地域災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点を設置
 - ・地域災害医療連携会議による医療連携体制の構築
- 区市町村の災害医療体制のあり方
 - ・区市町村災害医療コーディネーターの設置
 - ・応急医療救護所(超急性期まで)や医療救護活動拠点(急性期以降)の設置

3 医療機関等の役割分担

- 医療機関の役割分担を明確化

1 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院
2 災害拠点連携病院	主に中等症者の収容・治療を行う病院
3 災害医療支援病院	専門医療や慢性疾患を担う病院

4 情報連絡体制

- 各災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

5 医療支援・受援体制

- 他県からの応援医療チームの参集方法
- ・医療対策拠点や広域搬送拠点(SCU)の参集方法

6 搬送体制

- 重症度や搬送人数に応じた搬送手段の考え方(例示)

7 医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品調達までの流れや医薬品等の確保策について(基本的考え方)

8 今後の方向性

- 災害拠点病院の拡充とBCPの策定支援
- 地域災害医療連携会議による医療連携体制の確立

4 今後のスケジュール

- 東京都地域防災計画(震災編)修正
- 東京都保健医療計画改定
- 平成25年度予算要求
- 災害時医療救護活動マニュアル等の改訂